サービス内容説明書(通所リハビリテーション)

当事業所が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

一. 提供するサービス

| 通所リハビリテ | ーション | | |
|---------|------|----|---|
| ご利用日: | (| 曜日 |) |

- ① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の 防止、要介護状態となることの予防になるよう適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員に遠慮なくご質問ください。
- ③ サービス提供にあたっては、常にあなたの病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。特に認知症状のある方については、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供できる体制を整えます。
- ④ 身体拘束は人間の尊厳を失うだけでなく精神的ストレスの増大により、人間が本来持ちうる身体の機能を損ねてしまいます。当事業所では身体拘束は原則として行いません。身体拘束をどうしても行わなければならない場合(生命又は身体を保護するために緊急時やむを得ない場合)は本人又はご家族にその理由を説明し、同意のもとで行い記録をとることを原則とします。

二. 通所リハビリテーション計画

- ① 当事業所では、通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師などの従業員が、診療又は運動機能検査、作業能力検査等をもとに共同してあなたの心身の状況、ご希望及びその置かれている環境に合わせてリハビリテーションの目標、その目標を達成するするための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。
- ② この通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

不明な点がございましたら遠慮なくご質問下さい。

三. 担当職員

あなたの担当の職員は、以下の通りです。

(医師) 有吉秀生 齋藤淳 小川宏

(作業療法士) 上田 昌幸

(看護師) 岡田 清美

(介護福祉士) 岩崎 厚也 蔵本 誠次 豆成 聡太 秋山 康子

石井 芳恵 藤本 志織

(ヘルパー2級) 大林 萌 末政 浩美

森井 珠江

上記の責任者は(岩崎 厚也)です。

職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その指示をお求め下さい。

四. 担当職員の変更

- ① あなたはいつでも担当職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所では代わりの職員がいないなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ② 担当職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

五. 利用料

| 時間別単価 | 6時間以上7時間未満 | | | |
|-------|---|-----------|-----------------------|------------------------------|
| | 要介護1 | | 715 | 単位/日 |
| | 要介護 2 | | 850 | 単位/日 |
| | 要介護 3 | | 981 | 単位/日 |
| | 要介護 4 | | 1, 137 | 単位/日 |
| | 要介護 5 | | 1, 290 | 単位/日 |
| 加算要素 | 入浴介助加算 短期集中個別リハビリテーション実施加算 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 科学的介護推進体制加算 同一建物に住居する利用者の減算 | | 40 110 18 40 | 単位/日 単位/日 単位/日 単位/月 |
| | 介護職員等処遇改善加算 | | | 単位/日数の8.3% |
| | 月 暖帆员 守た過以音加弄 | | | 致(0)0.0/0 |
| 交通費は | | :の単価 □ | 10.17 必要あり | 円 ません。 |
| お食事代 | | | 実費 | 700円 |
| おむつ代 | (リハビリパンツ、尿取りパット) | | 実費 | 120円 |

- ① あなたのご利用になるサービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として 介護保険負担割合証に基づき利用料の1割若しくは2割若しくは3割をお支払いい ただきます。 但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(一端あなたが利用料の全 額を支払い、その後市町村から9割の払い戻しを受ける方法)の方法をご希望の 場合は、お申し出下さい。
- ② 提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ③ 当事業所ではあなたに対し、毎月15日までにサービス提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
- ④ 毎月の利用料は、翌月末日までにお支払い下さい。 尚、お支払いが無い場合は、サービスの利用をお断りさせて頂きます。 (他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出下さい。)

六. キャンセル料

通所リハビリテーションサービスをキャンセルされる場合、キャンセル料はい ただきません。

但し、キャンセルの連絡はお早目にお願い致します。

七. 保険給付の請求のための証明書の交付 サービス提供証明書が必要な場合は、交付致しますので、お申し出下さい。